

高校生等奨学給付金（私立）に係る誤支給について

高校生等奨学給付金（私立）（以下「奨学給付金」という。）の支給において、保護者の所得確認（住民税非課税の確認）を誤り、2世帯において誤支給（過支給）が生じました。このため、保護者にお詫びするとともに、審査済みの約2,200件について再調査を行い、他に誤支給がないことを確認しました。

1 経緯

- ・ 1/9 姉妹がいる世帯Aの保護者へ妹の審査に当たり確認を行った際、支給済の姉について、住民税非課税世帯でないため「不支給」とすべきものを誤って支給していることが判明した。
- ・ 1/9～14 同様の事例発生について調査を行い、他に1件（世帯B）の誤支給を確認した。
- ・ 1/10、14 保護者に面会し、謝罪及び顛末の説明を行った。

2 誤支給の内容

対象世帯	本来の額	誤った額（過支給）
世帯A	0円（不支給）	142,600円
世帯B	0円（不支給）	152,000円
計	0円	294,600円

3 原因及び影響範囲

- ・ 申請者の承諾のもと、就学支援金の審査で得た所得確認結果を利用して、住民税非課税の確認を行っているが、確認誤りが生じたもの。（世帯A、世帯Bとも）
- ・ 既に審査済の約2,200件について改めて調査を行い、上記の2件以外に誤支給の発生はないことを確認した。

4 再発防止策

- ・ 審査に係る作業は業務受託者が行っており、業務マニュアルを改善し、チェックを確実にできるようにする。
- ・ 個別の目視・照合のほか、奨学給付金と就学支援金の情報とをデータの的に照合して確認する方法（Excelツールの作成・活用等）を加えるよう求める。
- ・ 目視・照合についても、要件非該当（課税あり）の場合は確認元の資料の該当箇所が強調されるようにする等の方法を用いるよう求める。

5 奨学給付金の概要

- (1) 教科書費、教材費など授業料以外の教育費を支援する制度
- (2) 住民税所得割が非課税の世帯又は生活保護受給世帯が対象
- (3) 令和5年度から、奨学給付金業務、高等学校等就学支援金（授業料の支援を行うもの。以下「就学支援金」という。）業務及び問い合わせ対応業務について、業務委託（アウトソーシング）を実施中（受託者：アデコ株式会社）